特許法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十号)(第一条関係)特許法施行規則等の一部を改正する省令案新旧対照条文(傍線部分は改正部分)

目次 目次 目次 日本 (第一条 第十八条) 第二章 総則(第一条 第十八条) 第二章 一 (第二十二条の四第二章の二 博覧会の指定(第二十二条の二 第三十二条) 第四章の三 特許出願の審査(第三十一条の二 第三十一条) 第四章の三 特許出願の審査(第三十一条の二 第三十十八条の十五 第二章 判定(第四十八条の十八) 第三節 総則(第四十八条の十八) 第三節 総則(第四十八条の十八) 第三節 総則(第四十八条・第四十五条) 第一節 総則(第四十八条・第四十五条) 第一節 総則(第四十八条・第四十五条) 第二節 口頭審理(第五十一条 第五十八条の十八) 第二款 証拠 (第四十八条 第五十八条 第五十八条の十八) 第二款 証拠 (第四十八条 第五十八条 第五十八条の十八) 第二款 証拠 (第六十一条 第二十八条の十八) 第二款 証拠 (第六十一条 第二十八条の十八) 第二款 証拠 (第六十一条 第二十八条の十一) 第二款 証拠 (第二十二条・第二十八条の十一) 第二款 証拠 (第二十八条 第二十八条の十八) 第二款 証拠 (第二十八条 第二十八条 第二十八条の十八) 第二款 証拠 (第二十八条 第二十八条 第二十二条 第二十二十二十二十二条 第二十二十二条 第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	改正案
目次 第二章 総則(第一条 第十八条) 第二章 一学術団体の指定(第十九条 第二十二条) 第二章 学術団体の指定(第二十二条の二 第二十二条の四 第二章 学術団体の指定(第二十二条の二 第二十二条の四 第二章 学術団体の指定(第二十二条の二 第二十二条の四 第二章 学術団体の指定(第二十二条の二 第二十二条の四 第二章 学術団体の指定(第二十二条の二 第二十七条) 第四章の四 特許協力条約に基づく国際出願に係る特例(第三十八条の十八) 第二章 料定(第四十九条・第四十五条の二 第二十八条の十五 第二章 判定(第四十九条・第四十五条の二 第二十八条の十八) 第三前 証拠調べ及び証拠保全 第一款 証拠調で及び証拠保全 第一款 証拠の書書 (第五十九条 第五十九条の十八) 第三款 計計異議の申立て(第四十五条の一) 第三款 証人尋問(第五十七条 第五十九条の十八) 第三款 証拠調で及び証拠保全 第一款 証拠に係る特例(第三十八条の十八) 第三款 証人尋問(第五十八条 第五十九条の十八) 第三款 証拠調で及び証拠保全 第一款 証拠に第六十一条 第五十九条の十一) 第五款 書証(第六十一条 第六十一条の十一) 第五款 書証(第六十一条 第六十一条の十一) 第五款 書証(第六十一条 第六十一条の十一) 第一款 証拠保全(第六十二条 第六十一条の十一)	現

第十章 特許料等の減免又は猶予 (第七十条 第七十四条)

(期間の延長の請求等の様式等)

第四条の二 三項の規定による期間の延長の請求は、様式第二によりしなけ同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同法第百八条第 ればならない。 三項の規定による期間の延長の請求は、 特許法第四条若しくは第五条第一項の規定による期間の延長、 特許出願及び拒絶査定不服審判の請求に関してする

(略)

代理権の証明)

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権 を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、 第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出て証明しなければならない。ただし、第二号において、特許法 又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつ 人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。 その代理

九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。

+る場合を含む。 法第七十一条第三項及び第百七十四条第二項において準用す、特許法第百三十四条第一項の規定による答弁書の提出(同

の申請 ( 同法第百七十四条第二項において準用する場合を含一 特許法第百四十八条第一項又は第三項の規定による参加

第十章 附則 特許料等の減免又は猶予 ( 第七十条 第七十四条)

第四条の二 特許出願及び特許法第百二十一条第一項の審判の 法第百八条第三項の規定による期間の延長の請求は、 求に関してする同法第四条若しくは第五条第一項の規定による によりしなければならない。 期間の延長、同法第五条第二項の規定による期日の変更又は同 (期間の延長の請求等の様式等) 様式第二

2 { 4 (略)

(代理権の証明)

第四条の三 法定代理権、特許法第九条の規定による特別の授権 又は次に掲げる手続をする者の代理人の代理権は、書面をもつ を行う譲渡人代理人が届出前の代理人と同じ場合は、 第三十四条第四項の規定による特許を受ける権利の承継の届出 て証明しなければならない。 人の代理権は書面をもつて証明することを要しない。 ただし、第二号において、特許法 その代理

一~八 (略)

(略)

特許異議の申立て

百七十四条第一項において準用する場合を含む。 特許法第百十八条第一項の規定による参加の申請 (同法第

+( 同法第百七十四条第一項において準用する場合を含む。 特許法第百二十条の四第一項の規定による意見書の提出

する審判を除く。 審判の請求(特許法第百二十一条第一項の拒絶査定に対

十三 特許法第百三十四条第一項の規定による答弁書の提出 ( する場合を含む。 同法第七十一条第三項及び第百七十四条第三項において準用

の申請 ( 同法第百七十四条第三項において準用する場合を含四) 特許法第百四十八条第一項又は第三項の規定による参加

十四四

の請求前の申立てに限る。)十二 証拠保全の申立て(判定請求前、審判の請求前又は再審

→ 4 (略) 十三・十四 (略)

(代表者選定届の様式等)

五により作成しなければならない。 に係る届出の場合は様式第四により、それ以外の場合は様式第2 前項の届出書は、特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人

2

(氏名変更届等の様式等)

より、遅滞なく、その旨を届け出なければならない。 は印鑑を変更したときは、様式第六、様式第七又は様式第八に求人を除く。)がその氏名若しくは名称、住所若しくは居所又受ける特許出願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審判の請メリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用をメリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を採入び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とア権及び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とア

2~4 (略)

(代理人選任届等の様式)

によりしなければならない。

求人のときは様式第九により、それ以外の者のときは様式第十は、当該手続をした者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合衆九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは

2 手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ | 2

審判の請求前又は再審の請求前の申立てに限る。)十五(証拠保全の申立て(判定請求前、特許異議の申立て前)

十六・十七 (略)

2~4 (略)

第八条 特許法第十四条ただ (代表者選定届の様式等)

明する書面を提出しなければならない。
の申出に係る書面又は届出書にその旨を記載し、その事実を証百八十四条の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項、願書、判定請求書、特許異議申立書、審判請求書、特許法第八条、特許法第十四条ただし書の規定による届出をするときは

の場合は様式第五により作成しなければならない。の審判の請求人に係る届出の場合は様式第四により、それ以外前項の届出書は、特許出願人又は特許法第百二十一条第一項

(氏名変更届等の様式等)

ない。 マは様式第八により、遅滞なく、その旨を届け出なければなら 大り力合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を メリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を メリカ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を がれたの知識の交流を容易にするための日本国政府とア 第九条 手続をした者 (特許出願人 (防衛目的のためにする特許

2~4 (略)

(代理人選任届等の様式)

ときは様式第十によりしなければならない。「項の審判の請求人のときは様式第九により、それ以外の者のは、当該手続をした者が特許出願人又は特許法第百二十一条第変更又はその代理権の内容の変更若しくは消滅を届け出る場合第九条の二 手続をした者又は特許権者が代理人の選任若しくは

手続をした者又は特許権者の代理人が代理人に選任されたこ

ればならない。 第十一により、 た者が特許出願人又は拒絶査定不服審判の請求人のときは様式 と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、 それ以外の者のときは様式第十二によりしなけ 当該手続をし

(略)

3

第九条の三 (略) (包括委任状)

2 」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は拒絶 査定不服審判の請求人のときは特例法施行規則様式第七により 用に準用する。この場合において、同規則第七条中「樣式第七特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の援 替えるものとする。 それ以外の者のときは特許法施行規則様式第十二の二」と読 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、前項の

(手続の受継申立書の様式)

第十一条の五 手続の受継の申立ては、特許出願の審査又は拒絶 れ以外の場合は様式第十七によりしなければならない。 査定不服審判の手続に関してする場合は様式第十六により、 そ

(特許番号の表示等)

2 第十三条 (略)

3 を表示しなければならない。 者は、これにその審判の番号、 は判定の請求の後その請求に関し書類その他の物件を提出する 特許庁に対し審判 (次項に規定する審判を除く。)、再審又 再審の番号又は判定請求の番号

4 なければならない。 の請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願の番号を表示し 類その他の物件を提出する者は、これにその審判の番号及びそ 特許庁に対し拒絶査定不服審判の請求の後その請求に関し書

> た者が特許出願人又は特許法第百二十一条第一項の審判の請求 と又は代理権が消滅したことを届け出る場合は、当該手続をし 人のときは様式第十一により、 二によりしなければならない。 それ以外の者のときは様式第十

3 (略)

(包括委任状)

第九条の三 (略)

2 」とあるのは「包括委任状を提出した者が特許出願人又は特許 様式第七により、それ以外の者のときは特許法施行規則様式第 法第百二十一条第一項の審判の請求人のときは特例法施行規則 用に準用する。この場合において、 十二の二」と読み替えるものとする。 特例法施行規則第六条第四項及び第七条の規定は、 同規則第七条中「様式第七

(手続の受継申立書の様式

第十一条の五 らない。 十六により、 法第百二十一条第一項の審判の手続に関してする場合は様式第 それ以外の場合は様式第十七によりしなければな 手続の受継の申立ては、 特許出願の審査又は特許

(特許番号の表示等)

第十三条

2

3 | 水に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその特許異 しなければならない。 議の番号、審判の番号、 判を除く。)、再審若しくは判定の請求の後その申立て又は請 特許庁に対し特許異議の申立て又は審判 ( 次項に規定する審 再審の番号又は判定請求の番号を表示

4 判の番号及びその請求に係る特許出願の番号又は延長登録出願 の請求に関し書類その他の物件を提出する者は、これにその審 )番号を表示しなければならない。 特許庁に対し特許法第百二十一条第一 項の審判の請求の後そ

### (情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、 — 〈 四 許出願が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。 報を提供することができる。 ただし、当該出願公開がされた特 公開がされた特許出願が次の各号のいずれかに該当する旨の情しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願 た明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若 対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添附し (略) 特許庁長官に

(略)

第十三条の三 何人も、特許庁長官に対し、刊行物、特許出願又 する旨の情報を提供することができる。 若しくは実用新案登録請求の範囲若しくは図面の写しその他の 書類を提出することにより、特許が次の各号のいずれかに該当 は実用新案登録出願の願書に添付した明細書、特許請求の範囲

を除く。 特許出願とみなされた国際出願であつて外国語でされたもの 語特許出願及び同法第百八十四条の二十第四項の規定により たしていない補正をした特許出願 (特許法第三十六条の二第 |項の外国語書面出願、同法第百八十四条の四第 | 項の外国 その特許が特許法第十七条の二第三項に規定する要件を満 に対してされたこと。

四号を除く。) に規定する要件を満たしていない特許出願に 九条第一項から第四項までの規定に違反してされたこと。 その特許が特許法第三十六条第四項第一号又は第六項(第 その特許が特許法第二十九条、第二十九条の二又は第三十

四 た事項が同条第一項の外国語書面に記載した事項の範囲内に の願書に添付した明細書、 対してされたこと。 ないこと。 特許法第三十六条の二第二項の外国語書面出願に係る特許 特許請求の範囲又は図面に記載し

その特許の願書に添付した明細書、特許請求の範囲又は図

五

### (情報の提供)

第十三条の二 出願公開があつたときは、何人も、特許庁長官に 供することができる。ただし、当該出願公開がされた特許出願 が特許庁に係属しなくなつたときは、この限りでない。 対し、刊行物、特許出願又は実用新案登録出願の願書に添附し 公開がされた特許出願が次の各号の一に該当する旨の情報を提 しくは図面の写しその他の書類を提出することにより当該出願 た明細書、特許請求の範囲若しくは実用新案登録請求の範囲若

— 〈 四 (略)

(略)

2 { 4

の規定に違反してされたこと。用する場合を含む。)又は第百三十四条の二第一項ただし書項から第五項まで(同法第百三十四条の二第五項において準面の訂正が特許法第百二十六条第一項ただし書若しくは第三

書面によらなければならない。2)前項の規定による情報の提供は、様式第二十により作成した

3 前条第三項及び第四項の規定は、前項の書面に準用する。

# (書類その他の物件の提出書の様式

らない。

二により、それ以外のときは様式第二十三によりしなければなする場合は、拒絶査定不服審判についてするときは様式第二十む。)の規定により審尋を受けた者が書類その他の物件を提出する十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含2 特許法第百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法第十四条 (略)

#### ( 送達)

第十六条 (略)

2

定による決定の謄本とする。 定による決定の謄本とする。)及び同法第百八十四条の二十第三項の規準用する場合を含む。)及び同法第百十二条の二第一項(同法第七十一場合を含む。)、同法第百三十三条の二第一項(同法第七十一及び同法第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する人での二第一項、第百三十三条第三項(同法第七十一条第三項(同法第百八十九条の送達する書類は、同法第十八条、第十年、

(書類その他の物件の提出書の様式)

第十四条 (略)

2

は様式第二十三によりしなければならない。審判についてするときは様式第二十二により、それ以外のとき類その他の物件を提出する場合は、同法第百二十一条第一項のいて準用する場合を含む。)の規定により審尋を受けた者が書合を含む。)及び同法第百七十四条第二項から第四項までにお十条の六第一項(同法第百七十四条第一項において準用する場十条の六第一項(同法第百七十四条第一項において準用する場

(送達)

第十六条 (略)

2

3

(略)

## (微生物の試料の分譲)

合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場第二十七条の三(前条の規定により寄託された微生物に係る発明

•二 (略)

成するために必要なとき。十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作四条第一項において準用する場合を含む。)及び同法第百六三 特許法第五十条(同法第百五十九条第二項(同法第百七十

### 2 (略)

## (情報の提供等の特例)

# 第三十八条の十二(略)

- 明細書、請求の範囲又は図面」とする。
  「第三十六条の四第一項の外国語書面」とあるのは「同項の国際出願日における国際出願の八十四条の四第一項の外国語特許出願」と、「同条第一項の外「第三十六条の二第二項第四号及び第十三条の三第一項第四号中2 特許法第百八十四条の四第一項の外国語特許出願については
- 求の範囲又は図面」とする。 特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみ 特許法第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願 国語でされた国際出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあ いて、 
  「特許法第百八十四条の二十第四項に規定する国際出願 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とあるのは「外 
  」とが 
  』とが 
  』と

## 審判の規定の準用)

第五十条の十、第五十条の十一、第五十条の十三及び第五十一で、第五十条、第五十条の二、第五十条の四、第五十条の五、二、第四十七条の三、第四十八条から第四十八条の三第一項ま第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十七条の

## (微生物の試料の分譲)

合は、その微生物の試料の分譲を受けることができる。を試験又は研究のために実施しようとする者は、次に掲げる場第二十七条の三(前条の規定により寄託された微生物に係る発明

### 一・二 (略)

成するために必要なとき。十三条第二項において準用する場合を含む。)の意見書を作四条第二項において準用する場合を含む。)及び同法第百六円特許法第五十条(同法第百五十九条第二項(同法第百七十

#### (略)

2

## (情報の提供等の特例)

# 第三十八条の十二 (略)

とする。

国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」国際出願日における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」許出願」と、「同条第一項の外国語書面」とあるのは「同項の外国語特語書面出願」とあるのは「第百八十四条の四第一項の外国については」とする。

における国際出願の明細書、請求の範囲又は図面」とする。 二十第四項に規定する国際出願日となつたものと認められる日 同条第一項の外国語書面」とあるのは「特許法第百八十四条の国語書面出願」とあるのは「外国語でされた国際出願」と、「 なされた国際出願であつて外国語でされたものについては、第 3 特許法第百八十四条の二十第四項の規定により特許出願とみ

## (審判の規定の準用)

五十条の十三及び第五十一条から第六十五条までの規定は、判十条の四、第五十条の五、第五十条の十、第五十条の十一、第ら第四十八条の三第一項まで、第五十条、第五十条の二、第五第四十条 第四十六条第二項、第四十七条第一項、第四十八条か

のとする。

一条の三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「おの三第二項、第五十八条第二項及び第六十二条第二項中「あるのは「判定について提出する」と、第五十条の二、第五十及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以外の」と第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項おいて、第五十条第五項、第五十一条第二項、第五十八条の二条から第六十五条までの規定は、判定に準用する。この場合に

### 第七章 削除

いてする」と読み替えるものとする。 いてする」と読み替えるものとする。 と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項と、第五十条の二、第五十七条の三第二項、第五十八条第二項、第三項、第六十条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一条第二項、第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十定に準用する。この場合において、第五十条第五項、第五十一

## 七章 特許異議の申立て

# (特許異議申立書の様式)

様式第六十一の二により作成しなければならない。第四十五条の二(特許法第百十五条第一項の特許異議申立書は、

## ( 意見書等の提出)

第六十一の三により作成しなければならない。第四十五条の三(特許法第百二十条の四第一項の意見書は、

- に準用する。 3 第一項の規定は、特許法第百二十条の四第二項の訂正の請求

## (審査の規定の準用)

|規定は、特許法第百二十条の四第二項の訂正の請求に準用する||第四十五条の四||第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の|

## (審判の規定の準用)

での規定は、特許異議の申立ての審理及び決定に準用する。この四から第五十条の十三まで及び第五十一条から第六十五条まの三第一項まで、第四十九条から第五十条の二まで、第五十条第四十五条の五(第四十六条第二項、第四十八条から第四十八条

## (審判の請求書の様式)

第四十六条 拒絶査定不服審判の請求書は様式第六十一の二によ り、それ以外の審判の請求書は様式第六十二により作成しなけ ればならない。

#### 2 (略)

## (答弁書等の様式)

第四十七条 特許法第百三十四条第一項又は第二項の答弁書は、 様式第六十三により作成しなければならない。

- 2 十三の二により作成しなければならない。 特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求書は、 様式第六
- 3 五十三条第二項の規定による意見の申立てを書面でする場合に 特許法第百三十四条の二第三項、第百五十条第五項又は第百 特許法第百六十五条の意見書は、 様式第六十三の三によりしなければならない。 様式第六十三の三により作

# (その他の答弁書の提出等)

成しなければならない。

第四十七条の二 審判長は、必要があると認めるときは、被請求 できる。 人に対し、 **相当の期間を示して、答弁書の提出を求めることが** 

2 前項の答弁書は、 様式第六十三により作成しなければならな

## (弁駁書の提出等)

立てについてする」と読み替えるものとする。 外の」とあるのは「特許異議の申立てについて提出する」と、 条第五項及び第六項並びに第六十一条の十一第三項中「それ以 八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十 第六十二条第二項中「それ以外の」とあるのは「 第五十条の二、第五十七条の三第二項、 の場合において、第五十条第五項、第五十一条第二項、 第五十八条第二項及び 特許異議の申 第五十

## (審判の請求書の様式)

第四十六条 より作成しなければならない。 六十一の五により、それ以外の審判の請求書は様式第六十二に 特許法第百二十一条第 項の審判の請求書は様式第

#### (略)

2

## (答弁書等の様式)

第四十七条 特許法第百三十四条第一項の答弁書は、 三により作成しなければならない。 樣式第六十

2 の二により作成しなければならない。 特許法第百三十四条第二項の訂正の請求書は、 様式第六十三

らない。 | らない。 | らない。 | 「前項の弁駁書は、様式第六十三の四により作成しなければな

# (被請求人の同意の確認)

ばならない。2 前項の同意回答書は、様式第六十三の五により作成しなけれ

# (請求の理由の補正の許否の決定の方式等)

- をもつてしたときは、この限りでない。記名押印しなければならない。ただし、補正許否の決定を口頭2.補正許否の決定を文書をもつてした審判長は、当該決定書に2.
- 補正許否の決定を口頭をもつてしたときは、この限りでない。
  謄本を当事者及び参加人に送付しなければならない。ただし、
  3 特許庁長官は、補正許否の決定があつたときは、その決定の

(取消判決があつた場合の訂正請求の申立て)

ては、様式第六十三の六によりしなければならない。第四十七条の六 特許法第百三十四条の三第一項に規定する申立

(審理の方式の申立書)

(審理の方式の申立書)

## 第四十八条の三(略)

した口頭審理の申立書を提出しなければならない。書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の三により作成2 拒絶査定不服審判について特許法第百四十五条第二項ただし

#### (証拠)

### 第五十条 (略)

2~4 (略)

五の三により作成しなければならない。場合は様式第六十五の二により、それ以外の場合は様式第六十5第三項の証拠説明書は、拒絶査定不服審判について提出する

## (審判請求の取下げ)

第六十五の五によりしなければならない。 てする場合は様式第六十五の四により、それ以外の場合は様式第五十条の二 審判の請求の取下げは、拒絶査定不服審判につい

## (審理の再開の申立て)

第六十五の七によりしなければならない。 一てする場合は様式第六十五の六により、それ以外の場合は様式第五十条の三 審理の再開の申立ては、拒絶査定不服審判につい 』

# (審判における副本の提出)

ばならない。おいて、書面を提出するときは、その副本を一通提出しなけれ第五十条の四(特許無効審判、延長登録無効審判又は訂正審判に

## (営業秘密に関する申出)

は、様式第六十五の八によりしなければならない。において営業秘密が記載された旨を特許庁長官に申し出る場合第五十条の十四(特許無効審判又は延長登録無効審判に係る書類

## 第四十八条の三(略)

三により作成した口頭審理の申立書を提出しなければならない第二項ただし書に規定する申立てをする者は、様式第六十四の2 特許法第百二十一条第一項の審判について同法第百四十五条

#### (証拠)

第五十条 (略)

2~4 (略)

合は様式第六十五の三により作成しなければならない。ついて提出する場合は様式第六十五の二により、それ以外の場5.第三項の証拠説明書は、特許法第百二十一条第一項の審判に

## (審判請求の取下げ)

外の場合は様式第六十五の五によりしなければならない。項の審判についてする場合は様式第六十五の四により、それ以第五十条の二(審判の請求の取下げは、特許法第百二十一条第一

## (審理の再開の申立て)

外の場合は様式第六十五の七によりしなければならない。項の審判についてする場合は様式第六十五の六により、それ以第五十条の三(審理の再開の申立ては、特許法第百二十一条第一

# (審判における副本の提出)

ときは、その副本を一通提出しなければならない。 一項又は第百二十六条第一項の審判において、書面を提出する第五十条の四 特許法第百二十三条第一項、第百二十五条の二第

## (営業秘密に関する申出)

ればならない。特許庁長官に申し出る場合は、様式第六十五の八によりしなけ「二第一項の審判に係る書類において営業秘密が記載された旨を第五十条の十四「特許法第百二十三条第一項又は第百二十五条の

## (審査の規定等の準用)

第五十条の十五 第三十二条第一項、 の規定は、拒絶査定不服審判に準用する。 第三十三条及び第三十六条

2 審判又は特許法第百三十四条の二第一項の訂正の請求に準用す第二十四条、第二十四条の四及び第二十五条の規定は、訂正

(略)

#### 3

### (再審への準用)

第五十条の十六 この章の規定は再審に準用する。

### (口頭審理)

#### 第五十一条 (略)

2 より作成しなければならない。 式第六十五の九により、それ以外の場合は様式第六十五の十に 前項の書面は、 拒絶査定不服審判について提出する場合は様

## 口頭審理における審尋)

第五十二条の二の審判長は、 者又は参加人に対して問いを発し、又は立証を促すことが 明らかにするため、事実上及び法律上の事項に関し、 口頭審理において、 事件関係を

をすることができる。 陪席審判官は、 審判長に告げて、 前項に規定する処置

(証拠の申出)

### 第五十七条の三 (略)

2 六十五の十一により、それ以外の場合は様式第六十五の十二に前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第 よりしなければならない。

## (審査の規定等の準用)

第五十条の十五 の規定は、特許法第百二十一条第一項の審判に準用する。 第三十二条第一項、 第三十三条及び第三十六条

三第一項の規定は、 第百三十四条第二項の訂正の請求に準用する。 第二十四条、第二十四条の四、 特許法第百二十六条第一項の審判又は同法 第二十五条及び第四十五条の

2

3 (略)

### (再審への準用)

第五十条の十六 四の規定は再審に準用する。 この章並びに第四十五条の三及び第四十五条の

### (口頭審理)

### 第五十一条 (略)

2 第六十五の十により作成しなければならない。 出する場合は様式第六十五の九により、それ以外の場合は様式 前項の書面は、 特許法第百二十一条第一項の審判について提

### (証拠の申出)

### 第五十七条の三 (略)

2 六十五の十二によりしなければならない。 る場合は様式第六十五の十一により、それ以外の場合は様式第 前項の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判についてす

## (証人尋問の申出)

## 第五十八条 (略)

よりしなければならない。 六十五の十三により、それ以外の場合は様式第六十五の十四に2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第

### (尋問事項書)

きは、審判長の定める期間内に提出すれば足りる。 とり届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じており届け出た代表者があるときは、その代表者の数)に応じて定不服審判について提出する場合は一通、それ以外の場合は特定書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を拒絶査第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事

### 2 (略)

六により作成しなければならない。 - 式第六十五の十五により、それ以外の場合は様式第六十五の十3 - 尋問事項書は、拒絶査定不服審判について作成する場合は様

### (書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

N。 以外の場合は様式第六十五の十八により作成しなければならな、以外の場合は様式第六十五の十七により、それ、審判について提出する場合は様式第六十五の十七により、それ2 前項の回答を希望する事項を記載した書面は、拒絶査定不服

### (鑑定事項)

第六十条 (略)

2~4 (略)

は様式第六十五の十九により、それ以外の場合は様式第六十五5 第一項の鑑定の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合

## (証人尋問の申出)

第五十八条

(略)

六十五の十四によりしなければならない。 る場合は様式第六十五の十三により、それ以外の場合は様式第2 前項の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判についてす

### (尋問事項書)

る。 の数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得ない事由があるときは、審判長の定める期間内に提出すれば足りの数)に応じて提出しなければならない。ただし、やむを得なだし書の規定により届け出た代表者があるときは、その代表者以外の場合は特許庁、証人及び相手方の数(特許法第十四条た第百二十一条第一項の審判について提出する場合は一通、それ項書(尋問事項を記載した書面をいう。以下同じ。)を特許法第五十八条の二 証人尋問の申出をするときは、同時に、尋問事

#### (略)

2

式第六十五の十六により作成しなければならない。 成する場合は様式第六十五の十五により、それ以外の場合は様3 尋問事項書は、特許法第百二十一条第一項の審判について作

### (書面尋問)

第五十八条の十七 (略)

なければならない。七により、それ以外の場合は様式第六十五の十八により作成し十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の十2(前項の回答を希望する事項を記載した書面は、特許法第百二)

### (鑑定事項)

第六十条 (略)

2~4 (略)

ついてする場合は様式第六十五の十九により、それ以外の場合5 第一項の鑑定の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判に

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

の二十四により作成しなければならない。 林式第六十五の二十三により、それ以外の場合は様式第六十五3.第一項の書面は、拒絶査定不服審判について提出する場合は

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

六によりしなければならない。 六十五の二十五により、それ以外の場合は様式第六十五の二十2 前項の申出は、拒絶査定不服審判についてする場合は様式第

は様式第六十五の二十によりしなければならない。

成しなければならない。十一により、それ以外の場合は様式第六十五の二十二により作十一条第一項の審判について提出する場合は様式第六十五の二6 第一項の鑑定を求める事項を記載した書面は、特許法第百二

(録音テープ等の内容を説明した書面の提出等)

第六十一条の十一 (略)

2 (略)

3

は様式第六十五の二十四により作成しなければならない。提出する場合は様式第六十五の二十三により、それ以外の場合第一項の書面は、特許法第百二十一条第一項の審判について

(検証の申出の方式)

第六十二条 (略)

2

第六十五の二十六によりしなければならない。る場合は様式第六十五の二十五により、それ以外の場合は様式前項の申出は、特許法第百二十一条第一項の審判についてす

実用新案法施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第十一号) (第二条関係)

」と、「特許法施行令第十五条第二項若しくは第三項前段」と、第二十七条の二第一項若しくは第二項若しくは第六十九条第第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段が、第二十七条の二第二十七条第一項、第二十七条の三第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項行令(昭和三十五年政令第十七号)第四条第二項」と、「第一分(昭和三十五年政令第十七号)第四条第二項」と、「第一分のでは、第二項をは、第二項前段、「特許法施」をは、第二項前段、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「第一、「共同、第二項前段」と、「第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」とは、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段」と、「共同、第二項前段)に、「共同、第二項前項前項前項前第二項前項前項前項前項前項前項前項前項前項前項前項前項前項前	「『目析案法施庁冷信団条第二頁 い、第十一条管団負甲「年時」とあるのは「実用新案法施行規則第二十一条第三項」と、「四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項」と、「四項、第二十七条第一項、第二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「二項若しくは第三項」とあるのは「第二条の二第二項」と、「第一条の三第条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令(昭条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令(昭条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令(昭条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令(昭条第二項若しくは第三項」とあるのは「実用新案法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五
と、第十条中「特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号	等の提出
続続	る実用新案技術評価の請求と、
る刊行物等の提出	施行規則第十五条第二項の規定による物件の受取の手続いている。
	・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
	六第二
取の手続」とあるのは 六の二 実用新案法第十二条第一項の	中「六第十五条
_	三の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」
と、同条第三項中「六 第十五条第二項の規定による物件	と、同条
十六の二 実用新案法第十四条の二の規定による訂正」	三の再審の請求
のは	+1
求	規則第四条の三第一項中「十三「再審の請求」とあるのは
許法施行規則第四条の三第一項中「十六 再審の請求」とある	
実用新案登録に関する	録に関する手続に準用する。この場合において、特許法施行
二の規定を除く。)の	除く。)の規定は、実用新案登録出願、請求その他実用新案登
第十七号並びに第三項第七号、第十一条の二並びに第十三条の	号、第十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三の規定を
四条の三第一項第四号、第五号、第九号	四条の三第一項第四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七
第二十三条  特許法施行規則第一章(総則)(特許法施行規則第  (特許法施行規則の準用)	第二十三条 特許法施行規則第一章 ( 総則 ) ( 特許法施行規則第  (特許法施行規則の準用 )
	改正案

2~12 (略)	るのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする。	数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数料」とあ
2~12 (略)	。料」とあるのは「手数料又は登録料」と読み替えるものとする	項中「手数料」とあるのは「登録料」と、同条第五項中「手数

改 正 案	現	行
2 (略) 2 より作成しなければならない。 は様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三には様式第十二により、それ以外の審判の請求書は様式第十三に(審判の請求書の様式)	2 (略) 第十三により作成しなければならない。 の請求書は様式第十二により、それ以記第十四条 意匠法第四十六条第一項又は第(審判の請求書の様式)	らない。それ以外の審判の請求書は様式項又は第四十七条第一項の審判
第五号ダブ第十四号並びこ第三頁第15号、第十一条、第一特許法施行規則第一章(総則)(第四条の三第一項第法施行規則の準用)	第五号、角つ号、特許法施行規則の準	
定は、意呈登录出頭、青杉その也意呈登录に関する手売に集用十一条の二、第十三条の二並びに第十三条の三を除く。)の規四号、第五号及び第十四号並びに第三項第七号、第十一条、第	く。20見官は、意豆登录出順、青4三項第七号、第十一条、第十一条、第十一条の四号、第五号、第九号から第十一号+	录出頭、青杉その也意豆登录に関する第十一条の二並びに第十三条の二を除ら第十一号まで及び第十七号並びに第
この場合におい	続に準用する。 この場合におい	同規則第四条の二第一項
不服審判又は補正却下決定不服審判」と、第四条の三第一項中 第一項中「及び拒絶査定不服審判」とあるのは「及び拒絶査定	のは「並びに意匠法第四十六条第一項及び8及び第九条第一項中「及び特許法第百二十	<b>埧及び第四十七条第一項」白二十一条第一項」とある</b>
「三 特許法第四十四条第一項の規定による特許出願(もとの	中「三	四十四条第一項の
豆は筒   そりこ筒   頁くは筒   こそりこ筒   頁、同は筒ュー系   特許出願の代理人による場合を除く。)」とあるのは「三 意	/ ころろうは「三 気豆は等」をにによる特許出願(もとの特許出願の必	その二角一角では第一にそのの代理人による場合を除く。
第一項(同法第五十七条第一項において準用する場合を含む。	十条第一項 ( )	+ -
)において準用する場合を含む。)の規定による意匠登録出願	て準用する場合を含む。)において準	て準用する場合を含む。)の
九(審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあるのは「(もとの意匠登録出願の代理人による場合を除く。)」と、「「	場合を除く。) - と、第八条第二項、規定による意匠登録出願 ( もとの意匠	第八条第二項、第九条の二、第九条の三願 ( もとの意匠登録出願の代理人による)
(拒絶査定不服審判及び補正却	第十一条の	百二十一条第
真女が第一一条フェア「自由な官で図書列」(あるつは「自由を除く。)」と、第八条第二項、第九条の二、第九条の三第二)	(、 寛卜系中「寺午去寛三十系寛団るのは「意匠法第四十六条第一項若-	(第二十条第四頁)(ある)は「意宜)、(条第一項若しくは第四十七条第一項)
「寺杵去第三十条第四頁」とあるのは「意匠去第四条第三査定不服審判若しくは補正却下決定不服審判」と、第十条中工)で第一十第6日、「持統」第一十第6日、「持統」	#十六号)第十五条第二条四条第三項」と、「、	頁告しくは第三頁、寺杵去等関特許法施行令(昭和三十五年政
第十五条第二項若しくは第三項、特許法等関係手数料令(  項」と、「、特許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)	項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで係手数料令(昭和三十五年政令第二十号)第一条の三第二	この規則第四条の三から第七条まで 五年政令第二十号)第一条の三第二

規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式第四 条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に 式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式 四十八、様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、 第四十、樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四十六、樣式第 第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第三十八、 くは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項若 条第一項、 くは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、 昭和三十五年政令第二十号) 第十四条第一項及び第二項に規定する樣式第二十二、 定する樣式第十一、同規則第十一条の五に規定する樣式第十六 ら様式第十二まで若しくは様式第十四、意匠法施行規則第十九 式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十 第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第 様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十一の五、様式 の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様式第二十二、 行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四中「樣式第二 しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施 くは第三項、 条第三項前段」と、「、 九条第三項前段」とあるのは「又は意匠法施行規則第十八 三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、 行規則第十九条第二項において準用する特許法施行規則第二十 六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様 三項前段、 |規則第九条の二第一項に規定する様式第九、 は「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで、様式第九か 十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、意匠法施同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若しくは同規則 樣式第四、樣式第九、樣式第十一、樣式第十三、樣式第十五 様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とある 第九条第四項、 第二十七条の二第一項若しくは第二 第九条第四項、 特許法等関係手数料令第一条の三第二項若し 第二十七条第一項、 特許法施行令第十五条第二項若し 第二十七条第一項、 第一条の三第二項若しくは 第二項若しくは第 同条第二項に規 項、 第八条第 第二項若し 第八 様式 第 樣

項、 五の十五、様式第六十五の十七、様式第六十五の十九、様式第の九、様式第六十五の十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、様式第六十五の六、様式第六十五 式第二十二、様式第二十六から様式第二十八まで、様式第三十 中「樣式第二、樣式第四、樣式第九、樣式第十一、 くは第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「 規則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則 <del>\_</del> しくは同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十 る様式第十六、同規則第十二条第一項に規定する様式第十八若 条第二項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定す る様式第四、同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、 の二第一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定す 行規則第十九条第一項において準用する特許法施行規則第四条 十五」とあるのは「意匠法施行規則様式第一から様式第五まで 六十五の二十一、様式第六十五の二十三又は様式第六十五の二 十五まで、様式第六十一の五、様式第六十四の三、様式第六十 十六、樣式第四十八、樣式第五十、 三十八、 又は意匠法施行規則第十八条第三項前段」と、第十一条の四 条まで、 三第二項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七 項若しくは第三項前段、 行規則第二十七条の三の三第一項に規定する樣式第三十六、 一の五、様式第三十二、様式第三十四、様式第三十六、様式第 条第二項若しくは第三項、 行規則第十八条第三項前段」と、「、 様式第九から様式第十二まで若しくは様式第十四、 様式第十五の二、様式第十六、様式第十八、様式第二十、様 第二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項 第八条第一 意匠法施行規則第十九条第二項において準用する特許法施 第六十九条第三項前段」とあるのは「又は意匠 樣式第四十、 第八条第一項、 項 第九条第四項、 樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四 第二十七条の二第一項若しくは 第九条第四項、 特許法等関係手数料令第一条の 様式第五十二から様式第五 第二十七条第一 特許法施行令第十五 第二十七条第一項 樣式第十三 項 意匠法施 若し 法施 同

と読み替えるものとする。 却下決定不服審判」と、第十四条第二項中「拒絶査定不服審判 二項に規定する様式第六十五の二十五」と、第十三条第四項中 項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六項に規 同規則第五十条の三に規定する樣式第六十五の六、同規則第五 様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定する様式第六 条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二十八条の三 に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十二条第 定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一第三項 七第二項に規定する樣式第六十五の十七、 第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第五十八条の十 第二項に規定する様式第六十五の十三、 の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規則第五十八条 十一条第二項に規定する様式第六十五の九、 十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第六十五の四 いて準用する特許法施行規則第四十八条の三第二項に規定する に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九条第六項にお 七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規則第二十八 とあるのは「拒絶査定不服審判及び補正却下決定不服審判」 拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶査定不服審判又は補正 同規則第五十八条の二 同規則第六十条第五 同規則第五十七条

2 5 (略)

条の三第二項、第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三 審判及び再審に準用する。この場合において、 する部分に限る。)、第二項及び第三項を除く。)の規定は 十六条並びに第五十条の十五第一項(第三十二条の規定を準用6)第十三条、特許法施行規則第八章(審判及び再審)(第四 査定不服審判及び補正却下決定不服審判」と読み替えるものと に第六十二条第二項中「拒絶査定不服審判」とあるのは「拒絶 第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二 第六十条第五項及び第六項、 第五十八条の二第一項及び第三項、 第六十一条の十一第三項並び 第五十八条の十七第二 同規則第四十八

> 条第一項又は第四十七条第一項」と読み替えるものとする。 項中「同法第百二十一条第一項」とあるのは「意匠法第四十六 三条第四項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは「意匠 第六十二条第二項に規定する樣式第六十五の二十五」と、第十 の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則 条第六項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条 第六十条第五項に規定する樣式第六十五の十九、同規則第六十 五十八条の十七第二項に規定する様式第六十五の十七、 五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第 則第五十八条第二項に規定する樣式第六十五の十三、同規則第 則第五十七条の三第二項に規定する樣式第六十五の十一、同規 する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第 項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定 条第六項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二 二十八条の三に規定する様式第四十又は意匠法施行規則第十九 法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」と、第十四条第二 六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六 同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、 同規則 同規

2 5

意匠法第四十六条第一項」と読み替えるものとする。 は「意匠法第四十六条第一項又は第四十七条第一項」 条の三第二項、第五十条第五項、 審判及び再審に準用する。この場合において、同規則第四十八 する部分に限る。)、第二項及び第三項を除く。)の規定は、 6 に第六十二条第二項中「特許法第百二十一条第一項」 十六条並びに第五十条の十五第一項 (第三十二条の規定を準用 第五十一条第二項、第五十七条の三第二項、第五十八条第二 条の十五第一項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは 第五十八条の二第一項及び第三項、第五十八条の十七第一 第六十条第五項及び第六項、 第十三条、特許法施行規則第八章 (審判及び再審) (第 第五十条の二、第五十条の三 第六十一条の十一第三項並び ۲ とあるの

7



見第四条の三第一項中「三 特許法第四十四条第一項の規定に (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の事用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則等の基別。 (特許法施行規則等の三第一項。 (特許法施行規 (特許法 (特許法 (特許法 (特計法 (特計法 (特計法 (特計法 (特計法 (特計法 (特計法 (特計	改 正 案
(特許法施行規則等の準用) (特許法施行規則第一章(総則)(第一条第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録 (第一条第一項及び第十三条の二第一項及び第二項の規定に限る。)、書換登録 (第一条第一項及び第十三条の二第一項を持計出願及び第一条第一項(同法第四十一条第二項(同法第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(統則)(第一系第一項(統則)(第一系第一項(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)(統則)	現

」とあるのは「三(商標法第十条第一項(同法第六十八条第一 る場合を除く。 出願 (もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人によ いて準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録は同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) にお 同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。) 若しく しくは同法第五十五条の二第三項 ( 同法第六十条の二第二項 ( 項 (同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。) 若 項において準用する場合を含む。)又は同法第十七条の二第一 よる特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。 )」と、「五 「 五 商標権の存続期間の更新登録の申請( 特許権の存続期間の延長登録の

とあるのは 五 の 二 五の三 防護標章登録に基づく権利の存続 書換登録の申請

とあるのは

防護標章登録に基づく権利の存続期間

期間の更新登録の出願 商標権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に

限る。

特許法第八十四条(同法第九十二条第七

項又は第九十三条第三項において準用する場合を含む。 登録異議の申立て の規

定による答弁書の提出」とあるのは 八の| 商標法第四十三

へ の 三

商標法第四十三

条の十二第一項の規定による意見書の提出(同法第六十条の二 条の七第一項の規定による参加の申請 (同法第六十条の二第一

第一項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 ) 及

び同法第六十八第四項において準用する場合を含む。 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。

> 準用する意匠法第十七条の三第一項の規定による商標登録出願 は同法第五十五条の二第三項(同法第六十条の二第二項(同法 おいて準用する場合を含む。) 又は同法第十七条の二第一項 合を除く。)」と、「五 法第六十八条第四項において準用する場合を含む。) において 第六十八条第五項において準用する場合を含む。)若しくは同 同法第六十八条第二項において準用する場合を含む。) 若しく あるのは「三 特許出願(もとの特許出願の代理人による場合を除く。)」と (もとの商標登録出願又は防護標章登録出願の代理人による場 五 商標法第十条第一項(同法第六十八条第一項に 五 の 二 商標権の存続期間の更新登録の申請(商標 特許権の存続期間の延長登録の出願

の更新登録の出願権に係る商品及び役務の区分の数を減じて申請する場合に限る 五の三 書換登録の申請

特許法施行規則第七条及び第十八条第四項中「若し

盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法施行規則第八条 くは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、 合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 (同法第六十八条 二十三条において準用する場合を含む。)において準用する場 項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附則第 の出願人若しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一 録の申請人、防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録 登録出願人、防護標章登録出願人、商標権の存続期間の更新登 特許出願人又は特許法第百二十一条第一項」とあるのは「商標 施行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「 存続期間の更新登録の申請書、 る書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、 の五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係 第一項中「特許異議申立書、 「審判請求書、特許法第百八十四条 書換登録の申請書」と、特許法 世界貿易機関の 商標権の

|-||と、「九 審判の請求(拒絶査定不服審判を除く。)」とあ

請求前、 衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受ける特 術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリカ合 条第一項中「特許出願人(防衛目的のためにする特許権及び技いて準用する場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第九 )若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項にお おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 許出願人又は拒絶査定不服審判」とあるのは「商標登録出願人 行規則第八条第二項、第九条の二及び第九条の三第二項中「特続期間の更新登録の申請書、書換登録の申請書」と、特許法施 五第一項の書面、同法第百八十四条の二十第一項の申出に係る施行規則第八条第一項中「審判請求書、特許法第百八十四条の 界貿易機関の加盟国若しくは商標法条約の締約国」と、特許法 第四項中「若しくは世界貿易機関の加盟国」とあるのは「、世 十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三条に 六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三条に の申立てに限る。 立てに限る。)」とあるのは「十二 証拠保全の申立て(判定 全の申立て(判定請求前、審判の請求前又は再審の請求前の申 用する場合を含む。 及び同法第四十五条第一項 るのは「九 しくは書換登録の申請者又は商標法第四十四条第一項(同法第 書面」とあるのは「登録異議申立書、審判請求書、商標権の存 いて準用する場合を含む。 (新登録の申請 防護標章登録出願人、 商標登録出願人、 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願人若 ·願の出願人を除く。)及び拒絶査定不服審判」とあるのは 登録異議の申立て前、 ·及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条にお審判の請求(商標法第四十四条第一項(同法第六 )」と、特許法施行規則第七条及び第十八条 防護標章登録出願人、 防護標章登録に基づく権利の存続期間 )の審判を除く 商標権の存続期間の更新登録の申請人 (同法第六十八条第四項において準 において準用する場合を含む。 審判の請求前又は再審の請求前 ڔ 商標権の存続期間の |--証拠保 の

項、 則第四条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四令第二十号)第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規 若しくは第三項、特許法等関係手数料令(昭和三十五年政許法施行令(昭和三十五年政令第十六号)第十五条第二項は「商標法第七条第三項若しくは第九条第二項」と、「、特 」とあるのは「商標登録出願人、防護標章登録出願人、商標権 十六から様式第二十八まで、式第十六、様式第十八、様式 項」と、特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第 商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二 」とあるのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若 おいて準用する場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 三条 ( 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。 ) に 法第四十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十 存続期間の更新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標 の存続期間の更新登録の申請人、防護標章登録に基づく権利の る特許出願の出願人を除く。 ) 及び特許法第百二十一条第一項 カ合衆国政府との間の協定の議定書第三項の規定の適用を受け び技術上の知識の交流を容易にするための日本国政府とアメリ 第九条第一項中「特許出願人 ( 防衛目的のためにする特許権 第四項にお 第二項若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は で、第八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第 しくは第二十条第二項」と、「、特許法施行令第十五条第 十七条の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段 (同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)」と 二項若しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは |項若しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条ま |項若しくは第三項、特許法等関係手数料令第一条の三第 特許法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるの 樣式第九、樣式第十一、樣式第十三、 第二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、 樣式第十八、樣式第二十、樣式第二十二、 いて準用する場合を含む。 様式第三十一の五、 )」と、特許法施行規 様式第十五の二、様 様式第三十二 迈

十二、様式第四十四、様式第四十六、様式第四十八、様式第五三十四、様式第三十六、様式第三十八、様式第四十、様式第四株式第二十八まで、様式第三十一の五、様式第三十二、様式第 第九、様式第十一、様式第十三、様式第十五の二、様式第十六 第二十条第二項」と、「、特許法施行令第十五条第二項若 るのは「又は商標法施行規則第十八条第三項前段若しくは 十号)第一条の三第二項若しくは第三項又はこの規則第四 行令 (昭和三十五年政令第十六号)第十五条第二項若しく 標法第七条第三項若しくは第九条第二項」と、「、 特許法施 法施行規則第十条中「特許法第三十条第四項」とあるのは「商 る場合を含む。) 若しくは同法第四十五条第一項 (同法第六十 則第二十三条において準用する場合を含む。 第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条(同法附新登録の出願人及び書換登録の申請者並びに商標法第四十四条 式第六十五の六、様式第六十五の九、 様式第六十四の三、様式第六十五の二、様式第六十五の四、 施行規則第十八条第三項前段若しくは第二十条第二項」と 若しくは第六十九条第三項前段」とあるのは「又は商 しくは第三項前段、第二十七条の二第一項若しくは第二項八条第一項、第九条第四項、第二十七条第一項、第二項若 しくは第三項、 の二第一項若しくは第二項、第六十九条第三項前段」とあ 二十七条第一項、第二項若しくは第三項前段、 条の三から第七条まで、第八条第一項、第九条第四項、 は第三項、 八条第四項において準用する場合を含む。)の審判」と、特許 しくは第三項又はこの規則第四条の三から第七条まで、 |第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十五の十七 特許法施行規則第十一条の四中「様式第二、様式第四、 様式第六十五の十九、 様式第十八、様式第二十、様式第二十二、様式第二十六から 様式第五十二から様式第五十五まで、 特許法等関係手数料令 (昭和三十五年政令第二 特許法等関係手数料令第一条の三第二項若 様式第六十五の二十一、 様式第六十五の十一、 様式第六十一の五、 )において準用す 様式第六十 第二十七条 標法 第 第

第四、 の四、 条の十一第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規 十条第六項に規定する樣式第六十五の二十一、 則第六十条第五項に規定する樣式第六十五の十九、同規則第六 同規則第五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規 同規則第五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、 十五の六、 る様式第六十五の四 項に規定する樣式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定す の三第二項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五 第二十二条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条 規則第二十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則 第十六、同規則第十四条第一項及び第二項に規定する樣式第二 項に規定する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式 五の十七、様式第六十五の十九、様式第六十五の二十一、様式 十一、様式第六十五の十三、様式第六十五の十五、様式第六十 様式第五十、様式第五十二から様式第五十五まで、 樣式第四十二、樣式第四十四、樣式第四十六、樣式第四十八、 十二、同規則第二十七条の三の三第一項に規定する樣式第三十 五の二、様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第 標法施行規則様式第二から様式第九まで、様式第十、様式第十 第六十五の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商 ー の 五、 一、同規則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、 六、同規則第二十八条の二に規定する樣式第三十八若しくは同 二十二条第一項において準用する特許法施行規則第四条の二第 一、様式第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十 一項に規定する様式第二、同規則第八条第二項に規定する様式 樣式第三十四、樣式第三十六、樣式第三十八、樣式第四 同規則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十 同規則第九条の二第一項に規定する様式第九、 様式第六十五の六、様式第六十五の九、様式第六十五の 様式第六十四の三、 条第二 同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の 項 に規定する様式第六十五の二十五」と、 同規則第五十条の三に規定する様式第六 様式第六十五の二、様式第六十五 同規則第六十一 樣式第六十 同条第二

規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、同規同規則第十四条第一項及び第二項に規定する様式第二十二、同 場合を含む。)の審判」と、特許法施行規則第十三条第三項中 る場合を含む。)において準用する場合を含む。 項及び同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用す 申請の審査又は商標法第四十四条第一項 (同法第六十八条第四 に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若しくは書換登録のとあるのは「商標登録出願、防護標章登録出願、防護標章登録 規則第十一条の五中「特許出願の審査又は拒絶査定不服審判」 二条第二項に規定する様式第六十五の二十五」と、特許法施行 第三項に規定する様式第六十五の二十三若しくは同規則第六十 項に規定する様式第六十五の二十一、同規則第六十一条の十一 条第五項に規定する様式第六十五の十九、同規則第六十条第六 五十八条の二第三項に規定する様式第六十五の十五、同規則第則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、同規則第 則第五十八条第二項に規定する様式第六十五の十三、 則第五十七条の三第二項に規定する様式第六十五の十一、同規 項に規定する様式第六十四の三、同規則第五十条第五項に規定 条第八項において準用する特許法施行規則第四十八条の三第二 則第二十八条の二に規定する様式第三十八若しくは同規則第二 規則第二十七条の三の三第一項に規定する様式第三十六、 する様式第十一、同規則第十一条の五に規定する様式第十六、 様式第二十若しくは様式第二十一、商標法施行規則第二十二条 第十一の三、様式第十二、様式第十四の二、様式第十五の二、 規則様式第二から様式第九まで、様式第十、 五十八条の十七に規定する様式第六十五の十七、同規則第六十 六十五の四、同規則第五十条の三に規定する様式第六十五の六 する様式第六十五の二、同規則第五十条の二に規定する様式第 十八条の三に規定する様式第四十又は商標法施行規則第二十二 規則第九条の二第一項に規定する樣式第九、同条第二項に規定 定する樣式第二、同規則第八条第二項に規定する樣式第四、同 の二十三又は様式第六十五の二十五」とあるのは「商標法施 [第四十五条第一項 ( 同法第六十八条第四項において準用する 同規則第五十一条第二項に規定する様式第六十五の九、同規 一項において準用する特許法施行規則第四条の二第一項に規 樣式第十一、 )若しくは同 様 施式 行

> 。)」と、特許法施行規則様式第二の備考11中「 回洫、 回典、 ように記載する。 」とあるのは「 るのは「商標法第四十四条第一項 (同法第六十八条第四項及び 求人にあつてはなるべく何県、 何村、大字何、 何県、何郡、何村、大字何、 はなるべく何県 何村、 大字何、 条第一項 ( 同法第六十八条第四項において準用する場合を含む を含む。)において準用する場合を含む。)又は同法第四十五 同法附則第十三条(同法附則第二十三条において準用する場合 法施行規則第十四条第二項中「同法第百二十一条第一項」とあ 第六十八条第四項において準用する場合を含む。)」と、 いて準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同法 条(同法附則第二十三条において準用する場合を含む。)にお 第四十四条第一項 ( 同法第六十八条第四項及び同法附則第十三 条第四項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは「商標法 において準用する場合を含む。)」と、特許法施行規則第十三 む。) 若しくは同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四項 条において準用する場合を含む。)において準用する場合を含 法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 (同法附則第二十三 く記載する。 しくは書換登録の申請の審査又は商標法第四十四条第一項 ( 同 二十一条第一項」とあるのは「商標登録出願、防護標章登録 許法施行規則第十一条の五中「特許出願の審査又は特許法第百 字何、何番地、 防護標章登録に基づく権利の存続期間の更新登録の出願若 何号のように記載する。 」とあるのは「 小鱼 小山 代理人にあつては、 」と、特許法施行規則様式第三の備考7中「 回费 何号のように詳しく記載し、 何番地、 何番地、 何村、 大字何、 小鱼 代理人にあつては、何県 何号のように詳しく記載する。 」と読み替えるものとする 回費 何号のように詳しく記載し、 何県、何郡、何村、大字何 何番地、 回过 · 小 山 河 何号のように詳し 大字何 請求人にあつて 何番地、 何号の 特許

含む。 許法第百七十四条第二項において準用する場合を含む。 第三項並びに商標法第六十一条 ( 同法第六十八条第五項におい る場合を含む。 標法附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用す 附則第二十一条 (同法附則第二十三条において準用する場合を 法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 において準用する場合を含む。 項において準用する場合を含む。 第百七十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含 場合を含む。) の審判」と、特許法施行規則第十四条第二項中 法第四十五条第一項 (同法第六十八条第四項において準用する 用する場合を含む。) において準用する場合を含む。) 又は同 第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三条において準 審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項(同法第六十八条 録異議の番号、 申立て又は請求」と、 の後その請求」とあるのは「登録異議の申立て又は審判(次項 を含む。)又は同法第四十五条第一項(同法第六十八条第四 て準用する場合を含む。 (商標法第二十八条第三項において準用する特許法第七十一条 を含む。 六十二条第二項 ( 同法第六十八条第五項において準用する場合 五項において準用する場合を含む。 条の十四第一項(同法第六十条の二第一項(同法第六十八条第 「特許法第百三十四条第四項(同法第七十一条第三項及び同法 に規定する審判を除く。 十三条において準用する場合を含む。) において準用する場合 (同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条 (同法附則第二 二十三条において準用する場合を含む。 審判(次項に規定する審判を除く。)、 「拒絶査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項 )」とあるのは「商標法第五十六条第一項(同法第四十三 )において準用する意匠法第五十八条第二項、 )において準用する意匠法第五十八条第三項並びに商 審判の番号」と、 において準用する特許法第百三十四条第四項 「その審判の番号」とあるのは「その登 ) 及び同法附則第二十条 (同法附則第 再審若しくは判定の請求の後その 同条第四項中「拒絶査定不服 )及び同法第六十八条第四項 同法第六十二条第一項(同 ) 及び同法第六十八条第四 )において準用する特 再審又は判定の請求 ) 及び同法 商標法第 \_

含む。 準用する特許法第百三十三条の二第一項(商標法第二十八条第 条第一項及び同法附則第二十一条において準用する意匠法第五 十四条第一項から第三項までにおいて準用する場合を含む 準用する場合を含む。 法第六十一条 ( 同法第六十八条第五項において準用する場合を 条第三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標 いて準用する場合を含む。 て同じ。 び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。 条第一項(同法第四十三条の十四第一項(同法第六十条の二第 条第三項及び同法第百七十四条第一項から第三項までにお 則第十六条第二項中「第百三十三条第三項 ( 同法第七十 において準用する場合を含む。) の審判」と、 法第五十八条第三項並びに商標法附則第十七条第一項において 十八条第二項、 第二項において準用する場合を含む。 において準用する特許法第百三十三条第三項(商標法第二十八 において準用する場合を含む。 第三項並びに商標法附則第十七条第一項 ( 同法附則第二十三条 項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 いて準用する意匠法第五十八条第二項、 八条第五項において準用する場合を含む。 この項において同じ。)、同法第六十二条第一項(同法第六十 いて準用する場合を含む。 六十一条 ( 同法第六十八条第五項において準用する場合を含む 三項において準用する特許法第七十一条第三項並びに商標法第 十三条の二第一項(同法第七十一条第三項及び同法第百七 項(同法第六十八条第五項において準用する場合を含む。 この項において同じ。) において準用する意匠法第五十八条 とあるのは「商標法第五十六条第一項、 及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において ) 及び同法附則第二十一条 (同法附則第二十三条にお 商標法第六十二条第二項において準用する意匠 )において準用する特許法第百七十四条 以下、 )」とあるのは「商標法第五十六 以下、この項において同じ。 この項において同じ。 )」と、「同法第百二 商標法第六十二条第二 以下、 特許法施行規 同法第六十二 この項におい 以下、 以下 にお

代理人にあつては、 法施行規則様式第三の備考7中「힠洫、 卣宍、 卤芍、 大字点 に詳しく記載し、請求人I 、大字何、字何、何番地、 項において準用する場合を含む。 式第二の備考11中「 힠洄 する場合を含む。 何号のように詳しく記載する。 何郡、何村、大字何、 何号のように詳しく記載し、 」と読み替えるものとする 及び同法附則第二十条(同法附則第二十三条において準用 何番地、 回源 , 回 典 、 何号のように詳しく記載する。 請求人にあつてはなるべく何県、 、 向<sub>源、</sub> )において準用する特許法第百七十四条第二 回过 , 字 回 何觀, 大字何 何号のように記載する。 回典 何番地 請求人にあつてはなるべく何県 回村 」とあるのは「犬猫人ごめし 何村、 大字何 ر اح 小河 大字何 回 何番地、 特許法施行規則樣 号のように記載す 」とあるのは「 字何、何番地 小河河 」と、特許 何郡 何号のよう 何番地 回替

2~7 (略)

準用する場合を含む。 おいて準用する場合を含む。)において準用する場合を含む。 六十八条第四項及び同法附則第十三条 ( 同法附則第二十三条に査定不服審判」とあるのは「商標法第四十四条第一項 ( 同法第 び第三項、第五十八条の十七第二項、第六十条第五項及び第六 七条の三第二項、 の場合において、同規則第四十八条の三第二項、第五十条第五 条から第六十五条までの規定は、審判及び再審に準用する。こ 十七条の三、 第二項、第四十七条第一項及び第三項、 又は同法第四十五条第一項 (同法第六十八条第一項において 第九条の五第一項、 第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第二項、第五十 第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第二項中「拒絶 第四十八条から第五十条の十四まで及び第五十一 第五十八条第二項、 )の審判」と読み替えるものとする。 特許法施行規則第三十三条、 第五十八条の二第一項及 第四十七条の二、 第四十六条 第四

2~7 (略)

第二項、第四十七条第一項、 二項、第五十七条の三第二項、 十八条第一項において準用する場合を含む。 準用する場合を含む。) 又は同法第四十五条第一項 (同法第六 十四条第一項(同法第六十八条第四項及び同法附則第十三条( 二項中「特許法第百二十一条第一項」とあるのは「商標法第四 五項及び第六項、第六十一条の十一第三項並びに第六十二条第 の二第一項及び第三項、 第五十条第五項、第五十条の二、第五十条の三、第五十一条第 準用する。この場合において、 及び第五十一条から第六十五条までの規定は、 ものとする。 同法附則第二十三条において準用する場合を含む。) において 第九条の五第一項、 特許法施行規則第三十三条、 第五十八条の十七第二項、 第四十八条から第五十条の十四まで 第五十八条第二項、 同規則第四十八条の三第二項、 )」と読み替える 審判及び再審に 第六十条第 第四十六条 第五十八条

9~11 (略

9

(略

特許登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十三号)(第五条関係)

の登録をする場合こおいて、持許発明の名称こ変更があつたと  NGの確定した夬定塔しくは確定審決こ対する再審こよる明細  決に対する再審による明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正  第百二十三条第一項若しくは第百二十六条第一項の審判又はこ第三十一条 特許無効審判若しくは訂正審判又はこれらの確定審 第三十一条 特許異議の申立てについての確定した決定、特許法 (明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法) (明細書、特許請求の範囲又は図面の訂正の登録の方法)
---

審判又は再審の番号、審決が確定した旨及びその年月日並びにの確定審決又は再審の確定審決の登録をするときは、表示部に 確定審決の概要を記録しなければならない。

2

(略)

第三十八条 (略) (予告登録の方法)

2 らない。 月日、審判又は再審の番号及び請求の趣旨を記録しなければな 告登録をするときは、表示部に審判又は再審の請求があつた年 特許登録令第三条第四号又は第五号に掲げる請求について予

> 確定した決定又は確定審決の概要を記録しなければならない。 は確定審決の登録をするときは、表示部に特許異議、審判又は 十六条第一項の審判の確定審決又は再審の確定した決定若しく 再審の番号、決定又は審決が確定した旨及びその年月日並びに 第百二十三条第一項、第百二十五条の二第一項若しくは第百二

2 (略)

第三十八条 (略) (予告登録の方法)

2

しなければならない。 再審の番号及び申立てに係る特許の表示又は請求の趣旨を記録 審判若しくは再審の請求があつた年月日、 又は請求について予告登録をするときは、 特許登録令第三条第四号、 第五号又は第六号に掲げる申立て 表示部に申立て又は 特許異議、 審判又は

意匠登録令施行規則 (昭和三十五年通商産業省令第三十五号) (第六条関係)

6~9 (略) 6~9 (略) 記録しなければならない。 の国等以外の者の持分の割合又は登録料の返還に関する事項を下同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるとき下同じ。)との共有に係る場合であつて持分の定めがあるとき規定する国等と国等以外の者(同項に規定するものをいう。以規定する国等と国等以外の者(同項に規定するものをいう。以	5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権が 3 表示部には、意匠権の表示をするほか、その消滅及び意匠登 2 (略) 2 (略) (意匠登録原簿の記録)	改正案
6~9 (略)	5 登録料記録部には、登録料及びその納付の年月日、意匠権がは、金の審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項をはその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項をはその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項をはその審判の確定審決に対する再審の確定審決に関する事項をにおいる。 ( 1 ( 1 ( 1 ) ) ) ( 1 ) (	現

商標登録令施行規則(昭和三十五年通商産業省令第三十六号)(第七条関係)

3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八2 (略)第十七条 (略)(特許登録令施行規則の準用)	第十六条の四(略)(更正の通報)	は請求の趣旨を記録しなければならない。 異議、審判又は再審の番号及び申立てに係る商標登録の表示又部に申立て又は審判若しくは再審の請求があつた年月日、登録部十六条の三 商標登録令第一条の二第二号、第三号又は第四号(予告登録の方法)	2	改正案
3 特許登録令施行規則第十四条から第二十七条まで、第二十八2 (略)第十七条 (略)(特許登録令施行規則の準用)	第十六条の二(略)(更正の通報)			現 行

する。 する。 ま、第四十条中「表示部又は事項部」とあるのは「 と、同規則第二十一条中「表示部又は事項部」とあるのは「 のは「外国人(国際登録に基づく商標権の商標権者を除く。) する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とある する。この場合において、同規則第十六条中「外国人」とある まで(登録の手続)の規定は、商標に関する登録の手続に準用 大条、第四十条、第四十三条並びに第四十五条から第六十一条 条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十

表示部又は事項部」とあるのは「表示部、事項部又は国際登録づく商標権の商標権者を除く。)」と、同規則第二十一条中「規則第十六条中「外国人」とあるのは「外国人(国際登録に基地びに第四十五条から第六十一条まで(登録の手続)の規定は七条、第三十八条第二項、第三十九条、第四十条、第四十三条条第二項及び第三項、第三十二条、第三十四条第一項、第三十

事項記録部」と読み替えるものとする。

工業所有権に関する手続等の特例に関する法律施行規則(平成二年通商産業省令第四十一号)(第八条関係)

工年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年、(略) 一年の提供 一年、(略) 二十八条第三項(同法第六十八条第三項(定おいて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第三項、 「おいて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第三項、 「おいて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第三項、 「おいて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第四項において準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第三項、 「おいて準用する場合を含む。)及び同法第六十八条第三項(実用 一十六条第一項(同法第二十一条、意匠法第二十二条並びに商標法第二十六条第一項(同法第二十一条(同法第七十一条第三項(実用 一年、一月、一日以後に拒絶査定等に対する場合を含む。)に係るも のを除く。)の却下の処分	(特定処分等の指定) (特定処分等の指定) (別表の第二欄に掲げる手続(平成十二条第六十八条第二項(同法附則第二十七条第二項(同法附則第二十七条第二項(実用新案法第二条の五第二項、意のとする。 (特定処分等の指定) (特定処分等の指定) (特定処分等の指定)	改正案
二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件 二年一月一日以後に拒絶査定等に対する審判を請求した事件	による次に掲げる手続(別表の第二欄に掲げる手続(平成十 は判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に は判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に は判定又は審判に関する記録その他の特許等関係法令の規定に 第二十三条 法第四条第一項の経済産業省令で定める処分若しく (特定処分等の指定)	現

権の効力についての判定並びに国際登録に基づく商標権に係 国際登録に基づく商標権に係る審判、国際登録に基づく商標 を含む。)の規定による調書の作成(国際商標登録出願及び 合を含む。 合を含む。 匠法第五十二条並びに商標法第五十六条第一項(同法第四十 おいて準用する場合を含む。)、実用新案法第四十一条、 る登録異議の申立てについてするものを除く。 三条において準用する場合を含む。)において準用する場合 三条の六第二項 ( 同法第六十八条第四項において準用する場 及び同法附則第十七条第一項 ( 同法附則第二十 及び同法第六十八条第四項において準用する場 意

別表 (第二条、 条の四関係 第三条、 第四条、 第十条、 第二十三条、 第二十三

(略

第十条第六

第二十三条

第七号

まで、

第十

五号から第

号まで、 号から第十

第

二十一号ま

二十号及び

ら第十二号

まで、

第八

第十号か

から第六号 の四第三号

> ついてするものを除く。) 定並びに国際登録に基づく商標権に係る登録異議の申立てに 権に係る審判、 る調書の作成 (国際商標登録出願及び国際登録に基づく商標 国際登録に基づく商標権の効力についての判

附則第十七条第一項(同法附則第二十三条において準用する

第六十八条第四項において準用する場合を含む。 第六十八条第四項において準用する場合を含む。

及び同法 及び同法

含む。)、実用新案法第四十一条、意匠法第五十二条並びに 商標法第五十六条第一項(同法第四十三条の六第二項(同法

条において準用する場合を含む。

において準用する場合を

場合を含む。)において準用する場合を含む。)の規定によ

別表 (第二条、 条の四関係 第三条、 第四条、 第十条、 第二十三条、 第二十三

_	(略)	まら、号第	まで、第十ら第十号から第十条第六
		五号から第十二号	号まで、第八まで、第八
		で、第三十	   二十号及び
		七号から第	に掲げる通
		三十九号ま	知又は命令
		で、第四十	(平成十)
		二号(手数	年一月一日
		料の納付に	以後に特許
		関するもの	法第百二十
		に限る。)	一条第一
		及び第四十	の審判を請
		三号から第	求した事件
		四十八号ま	が特許庁に

四十八号ま

している場

三号から第

許庁に係属 た事件が特

判を請求し

及び第四十 に限る。 関するもの 料の納付に

查定不服審 以後に拒絶 |号(手数

第四十

年一月一日 (平成十二

三十九号ま

知又は命令

七号から第

に掲げる通

第三十

第二十一号

=	
( 略)	
二続に十号で限すの号、十号、第十号号第 年(掲八か第るる納(第九か第二号が第十一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一年の一	くる係が求服担一十手で るる係が来服担一十手で も場属特に野査以年年の をにていた事を をでいた 除すいに件請不
に件請不たに月成はげ号ら第号号まかの第 係が求服担請一十命るま第十での第二属特し審絶求日二令通で二十号及第第三日 し許た判査さ以年(知に十号及第第三 て庁事を定れ後一平又掲三かび十八号号条	合にするも
=	
二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二 二	を除く。) でに掲げる を除く。) でに掲げる 場面 から でに掲げる を請求した 判 にするもの を が に が に が に が に が に が に が に が に が に が

(でで、第一大会のでで、第十十一条) 第二十三号 でで、第十十二号ののの第三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十三号、第十十号、第十十							
Fix   Fi					Ξ		
Fix   Fi							
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「					略		
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「					Ŭ		
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「							
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「							
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「							
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「							
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	手で四三及	に関料二	で三七号	`第第第	五号号号第	*************************************	色 日
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	続に十号び へ掲八か第	限すの号るる納へ	、十号 、 第 九 か 第	第二十十 二十九七	ち か ー	│	査 以 宜 後
は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「は、 「	平げ号ら四成るま第十	。 き 付 手 ) の に 数	四号ら三十ま第十	十 三 号 号 四 号	で第十十第、十三一八	除すいに件請っ   くるる係が求肌	不に服 担
手で四三及に関料ニで三七号、第第五号号等十分のでででででででで、第第十号が第3番割にはがいるのででででででで、第二十元をは、第二十一ののでは、第二十十一ののでは、第二十十二ののでは、第二十十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二十二のでは、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		定補服担		一及 ```	 号 ま か の 第		すい
手で四三及に関料ニで三七号、第第五号号等十分のでででででででで、第第十号が第3番割にはがいるのででででででで、第二十元をは、第二十一ののでは、第二十十一ののでは、第二十十二ののでは、第二十十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二十二のでは、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	すいに件請るる係が求	不正審絶服却判查	日二令通以年へ知	号 び 第 第 に 第 二 十	、でら四二第、第第十	\ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \ \	る る も 場
手で四三及に関料ニで三七号、第第五号号等十分のでででででででで、第第十号が第3番割にはがいるのででででででで、第二十元をは、第二十一ののでは、第二十十一ののでは、第二十十二ののでは、第二十十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二のでは、第二十二十二のでは、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	も 場 属 特 し の 合 し 許 た	審下又定判決は不	後一平又に月成は	掲 二 十 一 げ 十 号 号	九 第 五 三 三 号 八 号 号 条	Ŭ (7)	の合をに
手で四三及に関料ニで三七号、第第五号号第 に十号び限すの号、第二十十号か、第二十十一法の 場に十分第るる納(第二十七まら第十十 で四号の号、第二十十号が第るる場属特別の のので、第二十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十十							
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特							
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特					Ξ		
成るま第十~のに数十ま第十四号 ・・・十三一八 をにて厅事を一二特	手で加=乃	に 闘 牧 一	でニナ号	、 笋 笋 笋		除すいに供請項刊	44 日
	手続ってに埋てに埋める	に限る料の納料の納	で、第三十九十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十	、第二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十		除すいに件請項の家とである。	<b>一</b> 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一 一
いには現場「場」「場」」 の る 一 及	手続(平成でに掲げるとのでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これでは、これ	に限る。) 関するもの 料の納付に 二号 (手料	で、第四十二十九号まで、第三十九号ま	、第二十四第二十三三年, 第二十三三年, 第二十三三年, 第二十三三年, 第十七号、		除く。) 除く。) に係属して に係属して はの審判を はの事判を はの事判を	
場 に 付 し 御 宗 は 宗 は 以 平 へ 知 に 弟 二 十 弟   弟 弟 十   除 す い に合 し 許 た 判 第 第 第 後 一 平 又 掲 二 十 一 九 第 五 三 三	へ 掲 八 か 第 平 げ 号 ら 四 成 る ま 第 十	つ の に 数		二十九七十三号号四号	五号まで、一号、第十三・号、第十三・号、第十三・	くるる係が求の一覧 。 ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・ ・	二特
にて万事を「四」四に月成はけて亏亏亏八亏亏条 しま場点	へ 掲 八 か 第 平 げ 号 ら 四 成 る ま 第 十	〜 の に 数 ―――   十 項 十 意		二十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	五号まで、 号、第十三 号、第十三 から第十 まで 第十条第八 第二	くるる係が求の 一 高 る も 場 に で を に た 事 の 合 に う の た る の る に る る る る る る る る る る る る る る る る	コ 特  し 許 て 庁
	へ 掲 八 か 第 平 げ 号 ら 四 成 る ま 第 十	〜 の に 数 ―――   十 項 十 意		二十五十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二十二	五号まで、 号、第十三 号、第十三 から第十 まで 第十条第八 第二	くるる係が求の 一 高 る も 場 に で を に た 事 の 合 に う の た る の る に る る る る る る る る る る る る る る る る	コ 特  し 許 て 庁

(略)	(略)	(略)	六	(略)	(略)	(略)	六
(略)	(略)	(略)	五	(略)	(略)	(略)	五
(略)	(略)	(略)	四	(略)	(略)	(略)	四
	除く。)						
	するものを				を除く。)		
	に係属して				ている場合		
	件が特許庁				庁に係属し		
	請求した事				事件が特許		
	項の審判を				を請求した		
	十七条第一				定不服審判		
	項又は第四				補正却下決		
	十六条第一				服審判又は		
	意匠法第四				拒絶査定不		
除く。)	一日以後に				一日以後に		
するものを	十二年   月		_	を除く。)	十二年   月		

経済産業省組織規則(平成十三年経済産業省令第一号)(第九条関係)

改正案	現
ー〜五 (略)第三百十四条 出願支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。(出願支援課の所掌事務)	〜五 (略)   第三百十四条 出願支援課は、次に掲げる事務をつかさどる。   (出願支援課の所掌事務)
に り 〜 鑑 業	及法 ン 異業
七(略) 接受に関すること。	七 (略)
る事務の連絡調整に関すること。	登録異議に関する事務の連絡調整に関すること。
る事務に関すること。 立事件(判定請求事件及び鑑定を含む。以下同じ。)に関す二 工業所有権に関する審判事件及び商標に関する登録異議申	む。以下同じ。)に関する事務に関すること。 商標に関する登録異議申立事件(判定請求事件及び鑑定を含二 工業所有権に関する審判事件並びに特許異議申立事件及び
と。 に係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人に関するこ三 工業所有権に関する審決及び商標登録の取消決定の取消し	に関すること。 定の取消しに係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人定の取消しに係る訴訟事件に関する特許庁長官の指定代理人 工業所有権に関する審決並びに特許及び商標登録の取消決
標に関する登録異議申立事件に関する事務を分掌する。    3 審判長は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件及び商	事務を分掌する。特許異議申立事件及び商標に関する登録異議申立事件に関する3~審判長は、命を受けて、工業所有権に関する審判事件並びに
第三百二十六条 ( 略)  ( 審判官)  ( 審判官)	第三百二十六条(・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・・
録命	事命件を

実用新案法施行規則(昭和三十五年通商産業省令第十一号)(附則第二条関係)

2~ 15 (略)	用新案登録出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準条の三(第一項第一号及び第四号を除く。)の規定は、実一号)第一条の規定による改正後の特許法施行規則第十三等の一部を改正する省令(平成十五年経済産業省令第	第六条 特許法施行規則第一章 (総則)及び特許法施行規則(特許法施行規則の準用)	改正案
2~15 (略)	出願、請求その他実用新案登録に関する手続に準用する。	第六条(特許法施行規則第一章(総則)の規定は、実用新案登録(特許法施行規則の準用)	現

特許法施行規則等の一部を改正する省令(平成五年通商産業省令第七十五号)(附則第三条関係)

附 則	改正案
附則   別別の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判又はこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判とはこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判とはこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判とはこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判とはこれらの」と読み替えるものとする。   二第一項の審判とはこれらの」と読み替えるものとする。	現

特許法施行規則等の一部を改正する省令 (平成七年通商産業省令第五十七号) (附則第五条関係)

第五条 削除	第四条 第四条 第四条 第四条 第四条 第四条 第四条 第四条 第四条 第四条	改 正 案
の規定による改正後の特許法第百十三条の規定による登録異議第五条 改正法附則第九条第二項において準用する改正法第二条(旧実用登録令施行規則の技術的読替え)	(平成五年改正法の施行前にした実用新案登録出願についての保過措置)    (	現

		項第三条第三		第二条の二
(登録の手続)	祭まで祭三十五条から第四十	三条まで第三十一条から第三十	定審決に対する再審の又はこれらの審判の確	実用新案法
(登録の手続)並びに(登録の手続)が近による改正する省令(平成七年通商産業省令第五十七号)第七条の規定による改正後の特許でによる改正後の特許が別等三十十十分。	十条 条、第三十九条、第四 第三十五条、第三十六	第三十二条、第三十三	確定した決定若しくはの確定審決又は再審の	実用新案法いての確定した決定、登録異議の申立てにつ

ぞれ同表の下欄に掲げる字句に読み替えるものとする。次の表の上欄に掲げる規定中同表の中欄に掲げる字句は、それに省令第六条の規定による改正前の実用新案登録令施行規則の第一項の規定によりなお効力を有するものとされる平成五年改の申立てに係る登録については、平成五年改正省令附則第三条